電気料金メニュー定義書 【ファミリープラン + AP】

日本瓦斯株式会社

目次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件	3
4	供給電気方式、供給電圧および周波数	4
5	契約電流	4
6	電気料金	4
7	適用期間	6
8	契約電流の変更	7
9	ファミリープラン+APの定義書の変更および廃止	7
10	電気料金の支払方法	7
別表	र्दे	
1	燃料費調整	8
2	離島ユニバーサルサービス調整1	0

電気料金メニュー定義書【ファミリープラン+AP】 (以下「ファミリープラン+AP の定義書」といいます。) は、当社の電気供給約款(以下「電気供給約款」といいます。) にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ファミリープラン+APの定義書に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

ファミリープラン+APの定義書は、2023年5月1日より実施、適用します。

2 定義

次の言葉は、ファミリープラン+APの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気供給約款に定義される言葉は、ファミリープラン+APの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間および離島平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間 翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。)をいいます。

3 適用条件

ファミリープラン+APの定義書にもとづく電気料金メニュー(以下「ファミリープラン+AP」といいます。)は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ②1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて 契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペア を1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力 を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 契約電流

- (1) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアの いずれかといたします。
- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用 しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア	1, 283. 72 円
契約電流 40 アンペア	1,619.32円
契約電流 50 アンペア	1,926.65円
契約電流 60 アンペア	2, 233. 98 円

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気供給約款 14 (電気の使用期間) に定める当月の

使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1 (燃料費調整)(1)①によって計算された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整)(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整)(1)④によって計算された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整)(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 2 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 2 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 2 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 2 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 2 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整)(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。

120 キロワット時までの1 キロワット時につき	18.27 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.88円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.83円

(3) プライムギフトコードまたは Amazon ギフトカード番号の通知

当社は、ファミリープラン+APを契約のお客さまに対して、ファミリープラン+APの新規契約時(当社の他の契約種別からの変更時を含みます。)はプライムギフトコード、契約更新時は、Amazonギフトカードのギフトカード番号(以下、ギフトカード番号と言います。)を通知いたします。ただし、2023年7月31日までの契約更新時においてはプライムギフトコードまたはAmazonギフトカードのいずれかを通知いたします。

お客さまは、プライムギフトコードまたはギフトカード番号を所定の期間内に、アマゾンジャパン合同会社のWEB サイト上に入力していただきます。プライムギフトコードまたはギフトカード番号を入力することで、Amazon プライムに新規会員登録する方は入力時から 1 年間、既に Amazon プライム会員の方は、既存のAmazon プライム契約の更新日から 1 年間(以下「Amazon プライム利用期間」といいま す。)、Amazon プライムを利用することができます。 利用可能となるサービスその他の Amazon プライムに関する事項は、アマゾンジャパン合同会社が定める Amazon プライム会員規約によるものとします。お客さまが所定の期間内にプライムギフトコードまたはギフトカード番号を入力しない場合や、アマゾンジャパン合同会社が Amazon プライム会員規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

- ・本キャンペーンの主催は日本ガスであり、Amazon. co. jp は本キャンペーンのスポンサーではありません。
- ・Amazon プライムの年会費 (4,900 円 (税込) 2023 年 4 月末時点) は、日本ガスが負担しています。
- ・Amazon、Amazon. co. jp、およびそれらのロゴは Amazon. com. inc. またはその関連

会社の商標です。

(4) 解約金

当社は、以下の①から③のいずれかの事由が生じた場合に、原則として、当該事由が生じた日からファミリープラン+APの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり 390 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

- ①契約期間中の、需要場所における小売電気事業者の変更による供給契約の廃止
- ②電気供給約款 31 (当社からの電気供給契約の解約) にもとづく当社による解約
- ③当社の他の契約種別への変更

なお、お客さまにファミリープラン+APの適用がなくなった場合でも、Amazon プライム利用期間が満了するまで、お客さまは引き続き Amazon プライムを利用できます。また、Amazon プライム利用期間満了後も、お客様は有償にて引き続き Amazon プライムをご利用いただけます。ファミリープラン+APの適用終了後の Amazon プライム継続利用をご希望されない場合は、別途お客さまにて、Amazon プライム会員規約に基づいて、Amazon プライム利用期間満了までに会員登録のキャンセルの手続きを行っていただく必要があります。

7 適用期間

- (1) ファミリープラン+APの適用開始日は、電気供給約款6(電気供給契約の申し込み)に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款9(電気の供給開始)(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款28(他の電気料金メニューへの変更)に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) ファミリープラン+APの適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日(以下「満了日」といいます。)までとします。
- (3) 満了日の属する月の前々月および前月の1日から15日までに、契約満了となる 旨を通知いたします。同内容で契約を継続される場合は、特段のお手続きは不要です。 満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、 以後これにならうものとします。
- (4) (3) にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の 書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじ め承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。

②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社 の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定 番号のみを記載します。

8 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただしお客さまが、新たな電気供給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4 (本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

9 ファミリープラン+APの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ファミリープラン+APの定義書を変更する場合には、電気供給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、ファミリープラン+APの定義書を廃止することがあります。この場合、 当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに 掲載します。
- (3) ファミリープラン+APの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給 条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電 気供給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

10 電気料金の支払方法

(1) ファミリープラン+APをご契約されるお客さまは、電気供給約款 2 (定義) (18) および同別表 1 (電気料金の支払方法および支払日) に関わらず、支払方法はクレジットカード払いに限るものとします。

別表

1 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の計算
 - ① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油 価格

B=各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス 価格

C=各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.0053$

 $\beta = 0.1861$

 $\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で 四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合 燃料費調整単価

=(27,400 円 - 平均燃料価格) × ((2) の基準単価÷1,000)

- ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合 燃料費調整単価
 - = (平均燃料価格 -27,400 円) × ((2)の基準単価÷1,000)

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整 単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に 使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
	その年の5月の計量日から6月の計量日
毎年1月1日から3月31日までの期間	の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日
	の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日
	の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日
毎年4月1日から0月30日よくの期间	の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量
毎年5月1日から7月31日まじの期间	日の前日までの期間
毎年 C 日 1 日から 0 日 21 日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量
毎年6月1日から8月31日までの期間	日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量
毎年1月1日からりカカの日よくの親国	日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月
	の計量日の前日までの期間
毎年0日1日から11日20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の
毎年9月1日から11月30日までの期間	前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の
毎年10月1日から12月31日までの期間	前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの	翌年の3月の計量日から4月の計量日の
期間	前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの	翌年の4月の計量日から5月の計量日の
期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2	前日までの期間
月 29 日までの期間)	

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費 調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき 0.136円

2 離島ユニバーサルサービス調整

- (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の計算
 - ① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円 の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格

B=各離島平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各離島平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 1.0000$

 $\beta = 0.0000$

 $\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって計算された値 とします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、 小数点以下第1位で四捨五入します。

- イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を下回る場合離 島ユニバーサルサービス調整単価
 - = (79,300 円 離島平均燃料価格) × ((2)の基準単価÷1,000)
- ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

- = (離島平均燃料価格-79,300円) × ((2)の基準単価÷1,000)
- ハ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価
 - =(119,000 円 -79,300 円) × ((2)の基準単価÷1,000)

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格計算期間の離島平均燃料価格によって計算された離島 ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格計算期間に対応 する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適 用します。

各離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単 価適用期間は、次のとおりとします。

離島平均燃料価格計算期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
─ 毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日 の前日までの期間

毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量
毎十0万1日かり0万31日よしの期间	日の前日までの期間
存在7日1日から0日20日ナベの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量
毎年7月1日から9月30日までの期間	日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の
毎年6月1日から10月31日までの期間	計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の
毎年9月1日から11月30日までの期間	前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の
	前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日	翌年の3月の計量日から4月の計量日の
までの期間	前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の
(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日ま	前日までの期間
での期間)	

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して計算します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.003 円